

対象条項	平成28年度	平成29年度	計
労基法第15条第1項(労働条件の明示)	0	1	1
労基法第24条第1項(賃金の支払い)	5	7	12
労基法第32条第1項(週40時間)	0	46	46
労基法第32条第2項(1日8時間)	0	28	28
労基法第37条第1項(通常の割増賃金)	6	40	46
労基準法第37条第4項(深夜割増)	0	4	4
最賃法第4条第1項(最低賃金の効力)	2	3	5
合計	13	95	108

(※1)平成28年度に記載している件数については、平成28年3月の件数を含む。

(※2)複数の条項に違反する事案があるため、合計と一致しない。